

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

自営業開始の準備のため、昭和46年8月31日に勤務先を退職し、A県B市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと思う。自身の老後の支えとなる年金を未納のままにするとは考えられず、当時、金銭的に苦しかったわけでもなく、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料を前納などにより全て納付し、昭和47年4月から平成3年4月までの期間については付加保険料を納付している上、同年5月から60歳になるまで国民年金基金にも加入していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、特殊台帳において、付加保険料納付の申出日が同年4月18日であることが確認できることから、申立人はこの日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年9月は3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年9月は30万円、59年10月から60年8月までは32万円、同年9月は38万円、61年9月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月1日から52年12月1日まで
② 昭和53年1月5日から62年10月1日まで
③ 昭和62年11月2日から平成2年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた期間のうち申立期間①、株式会社Bで勤務していた申立期間②及びC株式会社（現在は、D株式会社）で勤務していた申立期間③について、標準報酬月額が給与明細書に記載された給与額よりも低くなっているため、調査の上、当該記録を訂正していただきたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和42年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する株式会社Aの給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aが既に廃業している上、事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち昭和42年1月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から45年1月1日までの期間、同年2月1日から47年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、52年1月1日から同年12月1日までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和45年1月1日から同年2月1日までの期間、47年8月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から52年1月1日までの期間については、株式会社Aが既に廃業しており、関連資料等が見当たらないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①当時の複数の元同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和 57 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日までの期間、61 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する株式会社 B の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、昭和 57 年 9 月は 30 万円、59 年 10 月から 60 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月は 38 万円、61 年 9 月は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所が既に廃業しており、事業主に照会を行ったものの、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち昭和 53 年 1 月 5 日から 57 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日までの期間、60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 62 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和 62 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、株式会社 B が既に廃業している上、事業主は申立期間②当時の資料は保管していないと回答しており、関連資料等が見当たらないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間②当時の複数の元同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③のうち昭和 63 年 1 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日までの期間については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち 62 年 11 月 2 日から 63 年 1 月 1 日までの期間について、D 株式会社は申立期間③当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立人に係る給与支給額等について不明である旨の回答をしていることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間③当時の複数の元同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③のうち当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和62年5月は9万8,000円、同年7月から同年9月までは15万円、63年10月から同年12月まで、平成元年2月及び同年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、2年1月から同年9月までは20万円、3年1月は16万円、同年3月は20万円、同年4月は18万円、同年5月は11万円、同年6月は20万円、同年7月は24万円、同年8月は19万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は20万円、同年12月は24万円、4年1月は20万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は18万円、同年5月から同年10月までは24万円、同年11月は20万円、同年12月から5年2月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成5年4月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②における標準報酬月額が当時の給与額と比較してかなり低くなっている。給与明細書を所持している期間も有るので、申立期間①及び②について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和62年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月1日までの期間、申立期間②のうち、63年10月1日から64年1月1日までの期間、平成元年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から2年10月1日までの期間、3年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から4年12月1日までの期間及び5年2月1日から同年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、昭和62年5月は9万8,000円、同年7月から同年9月までは15万円、63年10月から同年12月まで、平成元年2月及び同年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、2年1月から同年9月までは20万円、3年1月は16万円、同年3月は20万円、同年4月は18万円、同年5月は11万円、同年6月は20万円、同年7月は24万円、同年8月は19万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は20万円、同年12月は24万円、4年1月は20万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は18万円、同年5月から同年10月までは24万円、同年11月は20万円、5年2月は24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成4年12月1日から5年2月1日までの期間については、保険料控除額を確認できる給与明細書及び賃金台帳が無いものの、申立人の取引銀行から提出された普通預金元帳の給与振込額から推認した報酬月額及び申立人が所持する当該期間の前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額から、当該期間においても同額の標準報酬月額(24万円)に見合う厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていない

ため、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和62年6月1日から同年7月1日までの期間、申立期間②のうち、64年1月1日から平成元年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、2年10月1日から3年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年3月1日までの期間については、申立人が所持している給与明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められるが、申立人に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っており、また、5年3月1日から同年4月1日までの期間については、当該給与明細書から、給与が支給されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録を、申立期間①については33万5,000円、申立期間②については47万円、申立期間③については50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日
② 平成16年7月15日
③ 平成19年12月18日

ねんきん定期便により、申立期間の賞与の記録が欠落していることを知った。また、同僚からも同様に欠落していることを聞いた。賞与支払額については事業所の顧問税理士に確認してもらえば分かるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社の当時の顧問税理士が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿から推認できる保険料控除額から、申立期間①については33万5,000円、申立期間②については47万円、申立期間③については50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主に照会したものの回答は得られず、他にこれを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、所得税源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与支払額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

昭和48年7月頃、母親に勧められて国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はA銀行（現在は、B銀行）C支店で、納期限内に母親又は私が二人の保険料を納付していた。未納になっていることには納付できないので調査してほしい。

なお、申立期間の国民年金保険料を納付した旨の記載が有る母親作成のメモを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はA銀行C支店で、納期限内に申立人又はその母親が納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立期間当時、D市における国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式であり、同市におい

て、金融機関で保険料を現年度納付することが可能となったのは昭和 51 年 4 月以降であり、申立内容とは符合しない上、申立人が所持している三制度共通の年金手帳は、同市では同月から使用が開始されている。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、申立人の母親が書き残してくれたとするメモを提出しており、その記載内容から判断すると昭和 63 年 8 月以降に作成されたものと思われるが、保険料納付の方法や時期等について具体的な内容は不明であり、当該メモは、申立期間の保険料納付を示す関連資料とは認め難い。

加えて、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年頃から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年頃から 61 年 3 月まで

昭和 57 年頃、地域の婦人会に入会すると同時に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、毎月の「納税日」に、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 町）E 地区の婦人会に入会している者の保険料を、当番の者が取りまとめて区会所に持って行き、納付後は、各世帯に 1 冊有る「納税帳」に E 区長の領収印が押されていた。申立期間の納付記録が無いのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年頃、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立人は、国民年金に任意適用の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月 1 日から同年 6 月 17 日までの間に払い出されていることが申立人のオンライン記録により確認でき、申立内容とは符合しない上、申立人は、同年 4 月 1 日付けで、初めて国民年金被保険者資格を取得していることが C 町の国民年金被保険者名簿により確認でき、これは、オンライン記録とも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料

として世帯ごとの「納税帳」の存在を挙げているが、昭和 57 年頃の C 町における国民年金保険料の収納方法について、D 町は、「国民年金は町税ではないため、個人名を記載した 1 年間分の納付一覧表を作成し、区に委託して収納し、個人別に管理していた。」としており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人がほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県内全てを対象に「F（漢字）」、「G（カナ）」及び「H（カナ）」で検索し、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、昭和54年頃、A県B市で国民年金の加入手続を行い、加入した時点で2年間の国民年金保険料を遡って納付した後、申立期間の保険料について、同市役所の担当者から、「1か月後には納付できなくなるが、今なら、さらに2年間の保険料を納付できる。」と言われたので、さらに遡って納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃A県B市で国民年金の加入手続を行い、加入時点で2年間の国民年金保険料を遡って納付した後、申立期間の保険料についても遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和54年4月に国民年金の加入手続を行っていることが、B市の国民年金受付処理簿により確認できることから、申立人は、同年4月に国民年金に加入し、この時点で、申立期間直後の52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付し、後続する同年4月から54年3月までの期間の保険料を同年4月2日に現年度納付することにより、2年間の保険料を納付していることが、特殊台帳において確認でき、このことは申立内容と一致するものの、納付日の確認できる同月2日時点において、申立期間の大半は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには、第3回目の特例納付によることと

なり、特例納付した場合には、特殊台帳にその旨記載することとされているが、申立人に係る同台帳に申立期間の保険料を納付した記載は見当たらない。

なお、申立人は、昭和 54 年 4 月に加入した時点で、同年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料と併せて 54 年 4 月 28 日に一括して前納していることが、特殊台帳により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2848 (事案 198、1118、2189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 22 日から 40 年 12 月 21 日まで
前回までの申立てにおいて、第三者委員会からの通知書に記載されている「委員会の判断の理由」には納得できず、委員会の結論には承服できないことから、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 25 日、21 年 10 月 7 日及び 22 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に不自然な点がある、と指摘の上、当該脱退手当金裁定請求書は自ら作成したものではなく、脱退手当金を受給していない旨を主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料等の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人が、当初の申立てより、社会保険事務所（当時）の職員の証言等を根拠とした、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に不自然な点がある、との主張について、C 年金事務所長に照会を行ったところ、以下の通り回答があった。

i) 「当初、C 社会保険事務所の元職員 A 氏が、『当事務所が保管している申立期間の脱退手当金に係る国庫金送金控え用紙に記載されている内容が、

通常の記載内容と異なり不自然である。』として、第三者委員会への申立てを勧めてくれた。そのため、C社会保険事務所から第三者委員会に送付された脱退手当金裁定請求書等写し以外にも、何らかの証拠書類が年金事務所に残っているはずである。」との申立人の主張について

C年金事務所長は、「第三者委員会への勧めは、申立人が①請求書が自筆でない（作成を知らない）②D区のE郵便局（送金先）が生活圏のない地域であると訴えれば、担当者は第三者委員会への申出を案内する。」とした上で、元職員A氏に申立人に申立てを勧めた経緯について確認したところ、「『不自然である』とは、申立人住所と払渡郵便局名が『F市』と『D区』と違うのは『不自然だ』という意味で話したと思うと元職員A氏は答えている。」と回答している。

また、同所長は、申立人の主張する「何らかの証拠書類」について、「脱退手当金に関する資料は原義4点（脱退手当金裁定請求書、脱退手当金裁定伺、厚生年金保険被保険者記録事項照会票、厚生年金保険被保険者記録）のみであり、申立人の主張する用紙は不明。」と回答している。

ii)「C社会保険事務所では、『窓口で脱退手当金裁定請求書を交付する際に、個人に渡す場合は請求書に「G市C区」「株式会社」を事前に押印し、企業に渡す場合は押印していなかった。』と元職員A氏は証言し、そのことを書いた紙に自署押印している。私の脱退手当金裁定請求書には、「G市C区」「株式会社」の押印がされており、当該裁定請求書は個人に交付されたものであることから、事業主又は事業主から社会保険事務の委託を受けていたH会が、脱退手当金請求を代行したとは考えられない。」との申立人の主張について

C年金事務所長は、元職員A氏に自署押印した文書について確認したところ、「『自署の内容は全く記憶にない。また、昭和41年当時の事務処理は知らない。』と元職員A氏は答えている。」と回答している。

また、同所長は、「昭和41年当時の脱手原義を数件調査すると、『G市C区』『株式会社』のゴム印が押されている請求書は、記入の特徴、筆跡から退職時事業所側が作成したものであると思われる。」と回答している。

iii)「脱退手当金裁定請求書に支払金融機関が記載されていない場合、社会保険事務所が請求者に連絡を取り、希望する金融機関を記載すると元職員A氏は証言しているが、私はD区のE郵便局を利用したことは無く、当該郵便局を指定するはずがない。また、請求者に連絡が取れない場合であっても、社会保険事務所職員はF市在住者にF市外の郵便局を指定しない旨を、元職員A氏及びF社会保険事務所職員は証言している。」との申立人の主張について

C年金事務所長は、「元職員A氏は、一般論として回答しているだけである。(市外の郵便局を指定しないと) 根拠に係る資料はないが、社会保険会計事務提要(社会保険庁経理課編)では、『隔地払いの支払場所は、債権者のもっとも便利と認められる銀行、郵便局とすること』とされている。F市I町はG市D区と隣接しており、当時の担当者がD区E郵便局を指定するのは特段異常な処理とは思われない。脱退手当金支払日が申立人と同じ日に、F市J町住所でD区E郵便局支払の脱退手当金請求者がいる。」と回答している。

また、F年金事務所に照会を行ったところ、F市内在住者であれば、F市外の郵便局は指定しないと、あくまでも一般的な対応についての説明である旨を同所長は回答している。

iv) 「C社会保険事務所元職員B氏は、『脱退手当金裁定請求から支払いまでの間、一切申立人には連絡をとっていない。』と断言したが、そのように断言するからには何らかの根拠資料があるはずである。また、元職員A氏は、金融機関名が記載されていない場合は、請求者に連絡を取ると証言しており矛盾している。」との申立人の主張について

C年金事務所長は、元職員B氏に確認したところ、『一切連絡は取っていない』とは断言していない。前段として、申立人が『社会保険庁から一度も連絡はなかった』と言っているので、『それならば連絡はしていないのではないかという意味のことは言った。』と元職員B氏は答えている。」と回答している。また、「元職員A氏にも確認したところ、『当時の事務処理は判らないが払渡金融機関が不明の場合、基本的には請求者に連絡すると思うが、社会保険庁側が請求者に連絡せず近隣の住所地を指定していたかも知れない。』と元職員A氏は答えている。」と回答している。

また、同所長は、「年金事務所の担当者が、昭和41年当時の事務処理内容を断言するとは思われない。」と回答している。

v) 「C社会保険事務所の担当者は、『当時、請求者に送付された脱退手当金支給案内書送付控え及び郵便局から送付される受領書写しが現在でも保管されているが、申立人の書類は残っていない。』と証言しており、これは私に脱退手当金支給案内書が送付されていないことを示すものであり、すなわち私が受給していないことを証明するものである。」との申立人の主張について

C年金事務所長は、「当該担当者は不明である。」とした上で、「元職員A氏に確認したところ、『記憶に無いが、このような説明はしていない。』と元職員A氏は答えている。」と回答している。

また、同所長は、「請求者には、『国庫金送金通知書』を送付するが、当

時の資料は全て廃棄されており保管されていない。第1回目、2回目の申立は、平成19年、21年であり、昭和41年当時の資料は保管されていないため、申立人の主張内容は説明できないものと思われる。」と回答している。

vi) 本申立に係る一連の事務処理について、C年金事務所長は、「本申立てに係る社会保険事務所における当時の事務処理として、不自然な点は無いと思慮する。」と回答している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 23 日まで
昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 30 日まで、A 市立 B 小学校で産休代用教員として 2 年 5 組の担任をしていたが、オンライン記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市教育委員会発令の人事異動通知書及び A 市教育委員会が保管する臨時的任用職員の発令簿により、申立人が申立期間において、A 市立 B 小学校に常勤講師として勤務していたことは確認できる。

しかし、A 市教育委員会の「臨時的任用職員（A 市教育委員会任命）に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要項」（昭和 63 年 4 月 13 日付け A 市教育委員会教職員課長通知）によると、当時、臨時的任用職員の厚生年金保険の取扱いについては、「一つの発令で任用期間が暦月で 6 箇月以上 1 年未満の者」とされているが、上記人事異動通知書によると申立人の申立期間における任用期間は、「昭和 63 年 4 月 8 日から同年 7 月 22 日まで」と記載されており 6 箇月に満たないことから、厚生年金保険の加入手続が行われなかったことがうかがえる。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険加入記録は確認できない。
このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。